

「住宅の応急修理」のご案内

令和4年福島県沖を震源とする地震により、住宅に被害を受けた世帯に対し、日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の応急的な修理について、市が直接業者に修理費用を支払う制度です。

1. 対象となる世帯

次の要件をすべて満たす世帯

- 準半壊、半壊、中規模半壊のり災証明書が交付され、自らの資力では応急修理をすることができない世帯（「資力に関する申出書」により判断させていただきます）または大規模半壊のり災証明書が交付された世帯
- 応急仮設住宅（民間借上住宅を含む）等を利用しない世帯
- 応急修理を行うことで、被害を受けた住宅で生活が可能と見込まれる世帯

2. 対象となる修理

別紙「住宅の応急修理にかかる工事例（R4.3.16 福島県沖地震）」および「応急修理の対象・対象外判断表」をご覧ください。

3. 応急修理の限度額

準半壊：1世帯あたり300,000円（税込）

半壊以上：1世帯あたり595,000円（税込）

4. 手続書類（市役所建築住宅課にあります。市HPからもダウンロードできます）

- 住宅の応急修理にかかる工事例（R4.3.16 福島県沖地震）
- 住宅の応急修理申込書（様式第1号）、記入例
- 資力に関する申出書（様式第2号）、記入例
- 住宅応急修理見積書（様式第3号）、記載例
- 借家の応急修理にかかる所有者の同意書（様式第7号）
- 住宅応急修理業者リスト
- 住宅の応急修理に係る事業者の方に対する留意事項

※「住宅応急修理業者リスト」に登録されていない業者に修理を依頼することも可能です。ただし、依頼先の業者が本制度の手続きをご存じない場合もありますので、その際は、上記「事業者の方に対する留意事項」を必ずお渡し願います。

5. 申込手続

- (1) 記入例を参考に申込書に記入・押印（自署の場合は不要）のうえ、須賀川市役所2階の建築住宅課にお申し込みください。
- (2) 申込書の裏面に記載されている添付書類を添付してください。
 - 施工前の修理箇所等の被災状況が分かる写真
 - 住宅が被害を受けたことが確認できる市町村が発行するり災証明書
 - 資力に関する申出書（様式第2号）※大規模半壊以上の方は不要
 - 借家で被災された方は、所有者の同意書（様式第7号）及び所有者の所得証明書

（裏面につづく）

※申込期限：令和4年9月30日（金）

（上記以降、延長する予定はございませんので、お早目にお申し込みください）

6. 申込後の手続

(1) 修理業者への見積書作成依頼

修理工事の請負が可能な業者を選定してください。希望する修理の箇所について修理業者とよく打合せのうえ、住宅応急修理見積書（様式第3号）の作成を依頼してください。

なお、見積書の様式は、市ホームページからダウンロードできる旨もお伝えください。

(2) 見積書の確認

修理業者から修理予定箇所や費用など見積書の内容について説明を受け、適切であることを確認されましたら、見積書に記名・押印してください。見積書は、修理業者から市に提出していただきます。

※市に提出される見積書は、半壊または中・大規模半壊の場合税込59万5千円まで、準半壊の場合30万円までの金額の工事となります。全体の工事費用が59万5千円または30万円を超える場合、超える金額については、申込者の自己負担となりますので、ご注意願います。

(3) 応急修理の実施

市では、提出された見積書を審査し、応急修理の対象と認められる場合には、修理業者に修理依頼書（様式第4号）を、申込者に応急修理決定通知書（様式第5号）を送付します。交付を受けた後、修理業者と打ち合わせのうえ修理を実施してください。

※見積書を審査した結果、部位によっては、応急修理の対象外となる場合もありますので、ご了承願います。

(4) 修理完了後

修理完了後、修理業者から修理完了の説明を受け、適切であることを確認されましたら、工事完了報告書（様式第6号）に記名・押印してください。修理業者は、市に対して、工事完了報告書を提出し、応急修理に要した費用を請求します。市は、審査を行ったうえで修理業者に費用を支払います。なお、自己負担分の修理費用については、直接修理業者にお支払いください。

※応急修理完了期限 令和4年12月31日（土）

（期限までに完了できない場合は、須賀川市役所建築住宅課までご相談ください。）

7. ご注意いただきたい点

すでに修理が完了し、修理費用の支払いが完了した場合は、この制度の対象となりませんので、ご注意ください。

お問い合わせ先：須賀川市建設部建築住宅課指導企画係

〒962-8601 福島県須賀川市八幡町 135 電話：0248（88）9151